

世田谷区子どもの権利条例（素案）・世田谷区子ども・若者総合計画



現行条例から
名称も
変更します

区は平成13年に、23区で初めての「世田谷区子ども条例」を制定し、国連の「子どもの権利条約」に掲げる理念のもと、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現をめざし、子ども・若者施策、子育て施策を前進させてきました。ところが、この間、子どもや若者たちの声を聴く中で、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする現状と課題が明らかになりました。子どもも、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現するため、「子ども条例」を「子どもの権利条例」に一部改正します。

条例と計画の位置づけ

世田谷区子ども・若者総合計画

世田谷区
若者総合計画
令和7(2025)年度

世田谷区子どもの権利条例

現行条例からの主な変更点

1

「子どもの権利」を具体的に明記します

子どもは成長・発達過程にあり、大人よりも弱い立場にあるため、誰もが持っている「人間としての権利(人権)」だけではなく、子どものための特別な「子どもの権利」を保障する必要があります。国連「子どもの権利条約」の一般原則を規定(第4条)するほか、区の子どもたち自身が考えた権利を具体的に規定(第5条～第9条)します。

2

子どもの声を反映し、想いを込めます

現行条例では大人の子どもに對する思いなど、大人を主語として目標などが書かれています。条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができるようになるため、条例前文に子どもの声を反映します。

3

子どもの権利保障状況を「子どもの権利委員会」が評価・検証します

区が実施する施策等において「子どもの権利」が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関「子どもの権利委員会」を新たに設置します。区の施策を利用する子どもたちの声を聴き、評価・検証・政策提言を行うほか、広報啓発機能も担います。

世田谷区子どもの権利条例(素案)の全文はこちら



区HPQ 18426



子どもの権利に関するシンポジウムを開催します



内容／基調講演、子どもの権利落語、実践発表
(子ども条例検討プロジェクトのメンバーによる活動報告)
日時／10月8日(火)午後6時～8時 会場／北沢タウンホール
その他／申込不要。当日直接会場へお越しください。

子どもの皆さんも、大人の皆さんもぜひご参加ください!

詳しくはこちら



区HPQ 18501